

七ヶ宿町
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

七ヶ宿町

目次

はじめに

第1部	新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方	5
第1章	計画の基本的な考え方	5
1	根拠	
2	対象とする感染症	
3	計画の基本的な考え方	
4	町の責務	
5	計画の位置づけ	
6	行動計画の構成	
第2章	新型インフルエンザ等対策の目的等	7
第1節	新型インフルエンザ等対策の目的等	7
1	感染拡大抑制と町民の生命及び健康の保護	
2	町民の生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化	
第2節	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	8
1	平時の備えの整理や拡充	
2	感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え	
3	基本的人権の尊重	
4	危機管理としての特措法の性格	
5	関係機関相互の連携協力の確保	
6	高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	
7	感染症危機下の災害対応	
8	記録の作成や保存	
9	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	
第3節	対策推進のための役割分担	11
1	国の役割	
2	県及び市町村の役割	
3	医療機関の役割	
4	指定地方公共機関の役割	
5	登録事業者	
6	一般の事業者	
7	住民（町民）	
第3章	発生段階の考え方	13
1	発生段階の考え方	
2	各段階の概要	
第4章	新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	15
1	主な対策項目	
2	対策項目ごとの基本理念と目標	

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組・・・19

第1章 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1 実践的な訓練の実施	
2 町行動計画等の作成や体制整備・強化	
3 国及び地方公共団体等の連携の強化	
第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	
2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	
第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1 基本となる実施体制の在り方	
2 緊急事態措置の検討等について	
3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制	
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション・・・・・・・・・・	20
第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有	
第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 情報提供・共有について	
2 双方向のコミュニケーションの実施	
第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 情報提供・共有について	
2 双方向のコミュニケーションの実施	
第3章 まん延防止（水際対策）・・・・・・・・・・	21
第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	
第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1 国内でのまん延防止対策の準備	
第4章 ワクチン	
第1節 準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1 ワクチンの接種に必要な資材	
2 ワクチンの供給体制	
3 接種体制の構築	
4 情報提供・共有	
5 DXの推進	
第2節 初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
1 接種体制の準備	
2 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討	
第3節 対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

1	ワクチンや必要な資材の供給	
2	接種体制	
3	健康被害救済	
4	情報提供・共有	
第5章	保健・医療	31
第1節	準備期	31
第2節	初動期	32
第3節	対応期	32
第6章	物資	32
第1節	準備期	32
第7章	住民の生活及び地域経済の安定の確保	
第1節	準備期	32
1	情報共有体制の整備	
2	支援の実施に係る仕組みの整備	
3	物資及び資材の備蓄	
4	生活支援を要する者への支援等の準備	
5	火葬体制の構築	
第2節	初動期	33
1	遺体の火葬・安置	
第3節	対応期	33
1	住民の生活の安定の確保を対象とした対応	

第3部 町の危機管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

- 1 町対策本部の設置
- 2 町対策本部の構成
- 3 各課に共通する役割及び各課の主な役割

はじめに

七ヶ宿町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定目的

「七ヶ宿町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）は、様々な感染症の脅威から町民の生命や健康を保護するために、国や県との連携のもとで町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施できるよう作成するものである。

なお、町行動計画は、2020年の新型コロナウイルス感染症の流行による国民の生命や健康、社会活動への大きな影響と課題を踏まえた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」という。）や「県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」という。）の改定に基づくものであり、今後政府行動計画や県行動計画が変更された場合は必要に応じて町行動計画も改定するものとする。

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき策定する計画である。

2 対象とする感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。）

- （1）新型インフルエンザ等感染症※
- （2）指定感染症※（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- （3）新感染症※（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3 計画の基本的な考え方

- （1）政府行動計画、県行動計画に基づき、町における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ病原性の強弱等の様々な状況下で対応が出来るよう、対策の選択肢を示す。
- （2）国、県、町、医療機関、指定地方公共機関、事業者及び住民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。

※新型インフルエンザ等感染症：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの（季節性インフルエンザと抗原性が異なる）。

※指定感染症：既に知られている感染性の疾病であり（一類・二類・三類感染症及び新型インフルエンザ感染症を除く）、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

※新感染症：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

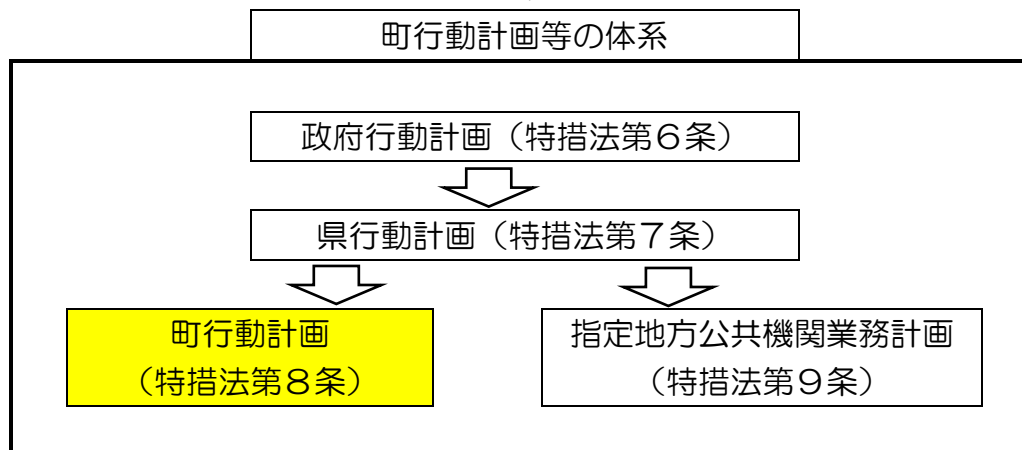
- (3) 町の地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会的状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせて感染拡大防止と社会経済活動のバランスの取れた対策を目指す。

4 町の責務

責務の内容	国、県、他の市町及び指定地方公共機関※と緊密な連携を図り、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
根拠	・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法その他の法令 ・ 政府行動計画 ・ 新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。） ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン ・ 県行動計画

5 町行動計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、特措法第8条の規定に基づき、町行動計画を作成する。



6 町行動計画の構成

町行動計画は3部構成とし、第2部は平時と有事の想定状況に分類して記載する。
 なお、各発生段階は、想定状況とともに後述する主要項目ごとに記載する。

〔構成〕 第1部 行動計画の基本的な考え方 第2部 各対策項目の考え方及び取組 第3部 町の危機管理体制	〔主要項目〕 ①実施体制 ②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション ③まん延防止（水際対策） ④ワクチン ⑤保健・医療 ⑥物資 ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保
--	--

※指定地方公共機関：都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（宮城県医師会等）。

第2章 新型インフルエンザ等対策行動計画の目的等

第1節 新型インフルエンザ等対策行動計画の目的

新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じる必要がある。

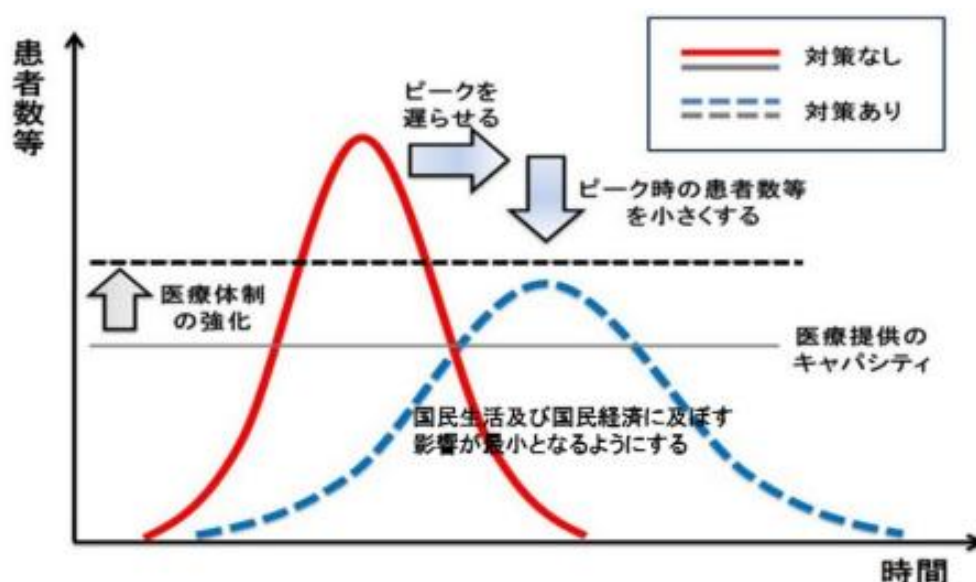
1 感染拡大抑制と町民の生命及び健康の保護

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 町民の生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画※の作成や実施等により、医療の提供業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【対策効果の概念図（新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン抜粋）】



※事業継続計画：自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。BCP。

第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX※の推進等を行う。

（１）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（２）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（３）関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（４）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション※等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

（５）DX の推進や人材育成

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と県及び町の連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成に努める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（１）から（５）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

※DX：「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称。デジタル技術によってビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えること。

※リスクコミュニケーション：個人、機関、集団間などでの関係者の間で情報や意見をお互いに交換することで、リスク情報とその見方の共有を目指すもの。適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとす

る。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅

らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置※や緊急事態措置※を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

七ヶ宿町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

6 七ヶ宿町社会福祉協議会や特別養護老人ホームゆりの里七ヶ宿等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

町は、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部及び町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

9 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- ・町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークをつくりながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症し欠勤する割合は多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

※まん延防止等重点措置：感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生がある地域からのまん延を抑えるための対応。事業者への時短要請やイベント開催制限など。

※緊急事態措置：爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるため、全国的かつ急速なまん延を抑える対応。事業者への時短休業要請や住民への外出自粛要請、イベントの開催停止など。

第3節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合

- ・ 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
(推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。)

新型インフルエンザ等の発生前

- ・ 政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施する。
- ・ 定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
(指定行政機関※は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。)

2 県及び市町村の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

①県の役割

- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。
- ・ 基本的対処方針に基づく、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する的確な判断と対応が求められる。
- ・ 医療機関との間での病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結による、医療提供体制の整備をする。
- ・ 民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定※を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

※指定行政機関：国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。

※検査等措置協定：新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保を迅速かつ適確に講ずるため、都道府県が病原体等の検査を行っている機関（民間検査機関や医療機関等）と締結する協定。

- ・感染症指定医療機関等で構成される県感染症連携協議会等を通じた、予防計画や医療計画等についての協議を行うことが重要である。
- ・予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。
- ・平時から関係者が一体となり、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施、評価・分析し改善を図る。

②町の役割

- ・住民に対するワクチンの接種を実施する。
- ・住民の生活支援を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時における要配慮者への支援を行う。
- ・県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

③医療機関の役割

- ・感染症発生前から地域における医療提供体制を確保するために県との医療措置協定※締結、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を準備することが求められる。
- ・新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが求められる。
- ・感染症発生時には医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

④指定地方公共機関の役割（宮城県医師会、宮城県歯科医師会、宮城県薬剤師会等）

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

⑤登録事業者※

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、感染症発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続時の準備を積極的に行うことが重要である。感染症発生時には、その業務を継続的に実施するよう、七ヶ宿町社会福祉協議会やひがし薬局等へ事前に登録申請を行うよう促す必要がある。

⑥一般の事業者

感染症発生前は、新型インフルエンザ等の発生時に備えた、職場における感染対策を行う。特に多数の者が集まる事業を行う者については、マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める。感染症発生時は、感染防止のための措置を徹底する。

⑦住民（町民）

感染症発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得て、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策の実践に努める。また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行う。感染症発生時は、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

※医療措置協定：宮城県が県内医療機関と締結する感染症対応に係る協定（①病床、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）。

※登録事業者：新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて診療継続計画（業務継続計画）を作成し、発生時には継続的に「医療等の提供」や「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行ってもらうために事前に国に登録申請し、登録がされた者。

第3章 発生段階の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことが出来るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じて対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 発生各段階の概要

（１）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策の実施体制構築、地域における医療提供体制整備状況や抗インフルエンザ薬等の備蓄状況の把握、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備状況確認、住民に対する啓発や町・企業による業務継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（２）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

（３）対応期（B、C1、C2、D）

対応期については、以下の4つの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期（B）
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期（C1）
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C2）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

〈発生段階及び各段階の概要〉

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	地域医療体制の整備や住民啓発、事業継続計画の策定、DXの推進、人材育成、実践訓練の実施などが重要である。
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	政府対策本部により、基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国内外における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン※等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C1	病原体の性状に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

※プレパンデミックワクチン：新型ウイルスによるパンデミックに備えるため、既知で類似の別ウイルスから製造しておいたワクチン。新型ウイルス用ワクチンを製造するまでのつなぎとして、流行初期に利用する。

第4章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下を主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止（水際対策）
- ④ワクチン
- ⑤保健・医療
- ⑥物資
- ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

（1）実施体制

感染症危機は住民の生命及び健康や住民生活及び住民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国、県、市町村、JIHS※、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

（2）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機の際には情報が錯綜し、不安や偏見、偽情報が広がる恐れがある。これに対処するため、表現の自由を尊重しながら科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、双方向のコミュニケーション※を活用することが重要である。住民や関係機関とのリスク情報の共有を通じて、適切な判断と行動を促すことが求められる。そのため、町は平時から感染症への住民の意識を把握し、リスクコミュニケーションの体制を整備する必要がある。

※JIHS：国立健康危機管理研究機構の略称。政府に科学的知見を提供する新たな専門家組織として、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療の提供等を一体的・包括的に行う。

※双方向のコミュニケーション：地方公共団体、医療機関、事業者等を含む住民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーションを指す。

（３）まん延防止（水際対策）

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害と住民生活、社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療提供とまん延防止対策を講じることで、感染拡大の速度とピークを抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を収めることが重視される。特に有効な治療薬がない場合や予防接種が未実施の際には、まん延防止対策が重要とされる。しかし、国民の権利制限は必要最小限に留めるべきであり、対策の効果や社会経済活動への影響を考慮しながら新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報やワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、まん延防止対策の見直しを機動的に行うことが求められる。

（４）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

（５）保健・医療

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションは適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

（６）物資

新型インフルエンザが発生すると、全国的・急速に感染が広がる可能性があり、感染症対策物資の需要が急増することが予想される。そのため、医療や検査の円滑な実施を妨げることなく、住民の健康を守るために、平時からの備蓄と供給体制の強化が重要である。医療機関での物資の備蓄を促進し、需給状況の把握や必要な場合の生産要請の体制を整えることで、発生時の物資確保に取り組む必要がある。

（７）住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県及び市町村は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の（１）から（３）までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおり。

（１）人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、地方衛生研究所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、県や市町村、関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

（２）町、国及び県との連携

国や県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行うと共に、住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割も期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、新型インフルエンザ等の発生時は県や他の市町との連携、保健所との連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に、町では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や県及び国による支援等を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から県の連携体制やネットワークの構築に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に国から情報提供・共有された事項について、住民、事業者、関係機関等に対してできる限り分かりやすい形で適切な情報提供・共有を行う。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から国や県との意見交換を進め、国が新型インフルエンザ等の発生時に実施する新型インフルエンザ等対策の立案及び対策の実施に当たっては、県及び市町村の意見が適切に反映されるよう国と対話を行うことが重要である。また、国、県、市町村が共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

新型コロナに対する対応を踏まえ、新型インフルエンザなどの感染症危機管理能力の向上を目指し、医療 DX を推進することが不可欠となる。具体的には、予防接種のデジタル化・標準化、情報収集・共有の基盤整備、医療機関の業務負担軽減、データ管理や人材育成の検討を進め、また視覚や聴覚に障害のある人々への配慮を忘れず、適切な情報提供を行うことも重要となる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国の基本的対処方針並びに県が実施する対策等を踏まえ、町として必要な対策を柔軟に選択し、実施することとし、また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図っていく。

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、個別の対策を記載する。

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県と協力し新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

2 行動計画等の作成や体制整備・強化

①行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

②新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成するよう努める。

③国や県などの支援を受け、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材等の養成等を行う。

3 国及び県等との連携の強化

①国、県、町及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

②国、県、町及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

①県が対策本部を設置した場合は、必要に応じて町対策本部を設置する。

②必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう全庁的な対応を進める。

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する。

第3節 対応期

1 基本となる実施体制の在り方

①地域の実情に応じた感染症対応

県と連携し、町内の感染状況について収集した情報等を踏まえ、地域の実情に応じた適切な対策を実施する。

②職員の派遣・応援への対応

- ・新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

③必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用し、必要な対策を実施する。

2 緊急事態措置の検討等について

① 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

①住民に対する情報提供・共有について

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための分かりやすい情報提供を行う。町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災行政無線、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用を行う。有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努め、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。

②県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことも考えられる。

③双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町民等からの相談に随時対応するほか、必要時にはコールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

1 情報提供・共有について

①住民に対する情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

②県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

2 双方向のコミュニケーションの実施

町民等からの相談に随時対応するほか、必要時にはコールセンター等を設置する。

第3節 対応期

1 情報提供・共有について

①住民に対する情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

②県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

2 双方向のコミュニケーションの実施

町民等からの相談に随時対応するほか、必要時にはコールセンター等の業務を継続する。

第3章 まん延防止（水際対策）

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、国から示された情報を基に、周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命および健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

また、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。自らの感染が疑われる場合は、相談窓口等に連絡し、指示を仰ぐ

ことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

1 町内でのまん延防止対策の準備

町は、業務継続計画に基づきながら状況の変化を踏まえ、準備期の対応を継続する。また、国や県がまん延防止等重点措置に基づく休業要請や、新型インフルエンザ等緊急事態による不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請等、個人や事業者に対するまん延防止対策について告示や緊急事態宣言を行った際に、迅速な対応ができるよう住民等や事業者の理解促進に努める。

第3節 対応期

1 基本的な感染対策に係る対応

町は、国や県からの要請に応じて、換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるといった基本的な感染対策を徹底する。また、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みも推奨する。さらに、外出自粛要請が出された際には、不要不急の外出や移動の自粛の理解と協力を求めるものとする。

県の感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）について、協力する。

2 事業者や学校等に対する対応

国や県からまん延防止等重点措置や新型インフルエンザ等緊急事態措置に基づく要請があった際は、地域の感染状況等に応じて事業所の営業時間の変更や学校、保育施設、高齢者施設等、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に規定する施設の使用制限、使用停止等に応じる。また、県から学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく学級閉鎖、学年閉鎖、休校といった臨時休業の要請があった際は、地域の感染状況等を考慮し、適切に対応する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品は以下のとおり。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水等 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机、椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

2 ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

3 接種体制の構築

①接種体制

町は、診療所や医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

②特定接種

国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

特定接種の対象となり得る地方公務員については、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

③住民接種

平時から以下3点のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ・町は、国等の協力を得ながら、町に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

ア 住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、診療所や医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- (ア) 接種対象者数（表 2 参考）
- (イ) 地方公共団体の人員体制の確保
- (ウ) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- (エ) 接種場所の確保（診療所、活性化センター、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
- (オ) 接種に必要な資材等の確保
- (カ) 国、県及び町や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- (キ) 接種に関する住民への周知方法の策定

イ 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表 2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D	
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1	
乳児保護者（※）	人口統計（1 歳未満） ×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小中高生相当		F	
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1 歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

ウ 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。

特に、接種対象者を 1 か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、診療所や医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、

個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。

エ 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起らないよう配置を検討すること。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも可能である。

- ・円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ・速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4 情報提供・共有

- ①住民への対応：WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine-Hesitancy（ワクチン^{きひ}忌避）」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。
- ②本町における対応：定期の予防接種の実施主体として、診療所等の関係団体との連携の下に適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、県は、こうした町の取組を支援する。
- ③役場内の連携：健康福祉課は、労務、介護、障害分野及び医療機関との連携や協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康福祉課は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

5 DXの推進

- ①町の予防接種関係のシステム（健康管理システム等）と、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ②接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知で

きるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

- ③予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

1 接種体制の準備

①接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

②ワクチンの接種に必要な資材

ワクチンの接種に必要な資材について、適切に確保する。

2 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

①特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、診療所及び医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

②住民接種

- ・目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ・接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う課も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ・予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ・接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、診療所及び医師会等の協力を得て、その確保を図る。

- 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、町の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。
- 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、郡医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療

資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、表3のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品は以下のとおり。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水等 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机、椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

- ・ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、診療所とし、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。
- ・ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

第3節 対応期

1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

- ②厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

2 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

①特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

②住民接種

予防接種体制の構築

- ・国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ・接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ・各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に行かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ・高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

③接種に関する情報提供・共有

- ・予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ・町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ・接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

④接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて活性化センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、地域包括支援センターや診療所等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

⑤接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3 健康被害救済

- ①予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ②住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町とする。
- ③予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

4 情報提供・共有

- ①自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ②地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が

生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

④特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

⑤住民接種に係る対応

- ・ 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ・ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ・ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。
 - ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - ウ 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健・医療

第1節 準備期

1 人材の確保

感染症有事体制を構成する人員を確保する。

2 連携体制の継続

新型インフルエンザ等への診療体制や検査体制の確保のために、県や医師会等と協議出来るよう診療所を中心とした連携体制を確認する。

第2節 初動期

1 人材の確保

準備期に掲げた内容に基づき迅速に実施する。

2 連携体制の継続

準備期に掲げた内容に基づき迅速に実施する。

第3節 対応期

1 主な対応業務の実施

① 健康観察及び生活支援

- ・県が実施する健康観察に協力する。
 - ・県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター※等の物品の支給に協力する。
- ② 要支援者への対応
- ・高齢者や障害者等の要支援者について必要な支援を受けられるよう、区長や民生委員等の福祉関係機関と連携を密にして対応する。

第6章 物資

第1節 準備期

1 感染症対策物資等の備蓄等

- ①行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
- なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ②消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

※パルスオキシメーター：皮膚を通して動脈血酸素飽和度（SpO2）と脈拍数を非侵襲的に測定するための装置。

3 物資及び資材の備蓄

- ①行動計画に基づく感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ②事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

5 火葬体制の構築

県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

第2節 初動期

1 遺体の火葬・安置

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

①心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

②生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

③教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要な応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

④生活関連物資等の価格の安定等

- ・住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要な応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

⑤埋葬・火葬の特例等

- 県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- 県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- あわせて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

⑥社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

• 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

• 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

第3部 町の危機管理体制

1 町対策本部の設置

特措法により、県対策本部が設置されたときは、必要に応じて町対策本部を設置する。

町対策本部は、県対策本部と連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

2 町対策本部の組織

(1) 構成

- ・ 本部長：町長（総括及び対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部の会議を招集する。）
- ・ 本部員：副町長、教育長、各課(室・局)長、その他町職員のうち町長が任命する者（副本部長は本部員の中から町長が指名、本部長の補佐及び本部長に事故があるとき職務を代行する。）
- ・ 事務局：健康福祉課

(2) 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ様疾患発生動向の把握に関すること
- ・ 町内における新型インフルエンザ様疾患の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること
- ・ 町内における新型インフルエンザ様疾患に関する適切な医療の提供に関すること
- ・ 町内発生時における社会機能維持に関すること
- ・ 国、県、他の市町、関係機関等との連絡調整に関すること
- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関すること
- ・ その他町対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

3 各課に共通する役割及び各課の主な役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各課等が連携をとりながら、町行動計画に基づき全庁的な取り組みを行う。

各課等に共通する役割及び各課等の主な役割については以下のとおりとする。また、役割については、感染拡大の状況により変更となる可能性に留意する。

各課等に共通する役割

- 1 町対策本部から所管する事務として命じられる事務の実施に関すること
- 2 所属する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること
- 3 県内発生・感染拡大期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること
- 4 県内発生・感染拡大期等における町の業務の維持継続に関すること
- 5 通常所管する業務に係る機関との連携・調整に関すること
- 6 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること
- 7 各課等間の応援（職員・車両等）に関すること
- 8 その他町対策本部長の指示する事項に関すること

課等の名称	各課等の主な役割
総務課	・ 県対策本部等の関係機関等との連絡調整に関すること（主） ・ 町対策本部の設置及び運営に関すること（健康福祉課と合同） ・ 各課等間の総合調整及び統制に関すること ・ 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること（主） ・ 諸団体（自治会、各種団体）への協力要請に関すること ・ 職員の健康管理及び感染対策に関すること ・ 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること ・ 職員の勤務体制に関すること ・ 関連情報の広報、発表に関する総合調整に関すること ・ 電気、ガス等のライフライン事業者に業務継続を要請すること
ふるさと振興課	・ 町営バスの運行に関すること ・ 観光客への対応に関すること ・ 事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること ・ 企業活動の縮小要請に関すること ・ 町民への情報提供、周知に関すること
町民税務課	・ 外国籍町民への対応に関すること ・ 遺体の安置所の監視・運営に関すること ・ 埋火葬の許可に関すること ・ 遺体の安置所の開設、及び遺体の検死、処置、埋火葬に関すること ・ ごみの排出規制、廃棄物（ごみ・し尿）の収集、運搬に関すること ・ 感染者への食料品及び生活必需品の提供に関すること ・ 介護保険施設等及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報提供及びインフルエンザ患者の発生を把握すること
健康福祉課	・ 県対策本部等の関係機関等との連絡調整に関すること（従） ・ 町対策本部の運営に関すること（総務課と合同） ・ 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること（従） ・ 新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制の確認、実施準備に関すること ・ 新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集に関すること ・ 緊急事態発生の通報及び受理及び伝達に関すること ・ 宮城県、保健所、その他関係機関との連携に関すること ・ 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集、集約及び関係機関への情報提供並びに感染対策に関すること。町内での発生状況の把握に関すること ・ 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること ・ 感染防止に関する必要物品の購入に関すること ・ 妊婦、乳幼児への感染防止策と健康指導に関すること ・ 特定接種、住民接種に関すること ・ 要援護者等の支援に関すること

	・福祉サービスの継続利用に関する事
農林建設課	・水道等の安定供給に関する事 ・家畜飼養者からの異常、早期発見・早期通報の徹底に関する事 ・家畜関係の感染症発生時、殺処分等措置を行うことの協力要請に関する事 ・野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関する事 ・交通規制に関する事 ・水道等の安定供給に関する事 ・町内を通過する車両の消毒に関する事
教育委員会	・小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供、感染対策に関する事 ・小中学校でのインフルエンザ患者の集団的発生の把握に関する事 ・小中学校の臨時休校に関する事 ・公民館の運用管理に関する事
保育所	・保育所の運営に関する事 ・保育所での一次予防策の徹底に関する事 ・保護者への協力の要請に関する事 ・通所児、保育所職員の健康状態の把握に関する事 ・保育所内の衛生管理に関する事
出納室	・金融機関等との連絡調整に関する事
議会事務局	・議会対策に関する事
農業委員会	・農林建設課の役割との連携協力を図る事
診療所	・医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関する事 ・感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関する事 ・医療機関受診方法等の普及啓発に関する事 ・患者搬送に関する事 ・特定接種、住民接種の実施に関する事（準備・実施） ・受診患者へ感染予防周知に関する事 ・医師の確保に関する事 ・診療所職員の健康状態の把握に関する事

〈関係機関との協力体制〉

